

(15) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を設定することについて、次のとおり専決処分をする。

平成28年1月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(趣旨)

第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員並びに現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）第1条第2項に規定する現業職員を除く。）及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員並びに現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）第1条第2項に規定する現業職員を除く。）及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(期末手当の支給の一時差止め)

第16条の6 略

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、審査請求をすることができる期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3～6 略

(期末手当の支給の一時差止め)

第16条の6 略

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができる期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3～6 略

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(退職手当の支払の差止め)

第18条 略

2・3 略

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、審査請求をすることができる期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5～10 略

(退職手当の支払の差止め)

第18条 略

2・3 略

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5～10 略

(職員の旅費等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の旅費等に関する条例（昭和45年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、公務のために旅行する地方公務員法第3条第2項に規定する一般職（以下この条において「一般職」という。）に属する職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員並びに現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）第1条第2項に規定する現業職員並びに常時勤務に服することを要しない職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、公務のために旅行する地方公務員法第3条第2項に規定する一般職（以下この条において「一般職」という。）に属する職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員並びに現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）第1条第2項に規定する現業職員並びに常時勤務に服することを要しない職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下</p>

「非常勤職員」という。)を除く。)及び市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「職員」という。)に対し支給する旅費並びに一般職に属する非常勤職員に対して支給する費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

「非常勤職員」という。)を除く。)及び市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「職員」という。)に対し支給する旅費並びに非常勤職員(一般職に属するものに限る。)に対して支給する費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第4条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年鳥取県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第5項</u>、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第13条第</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第6項</u>、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第13条第</p>

1 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。

1 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第5条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関</p>

し必要な事項を定めることを目的とする。

し必要な事項を定めることを目的とする。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成12年法律第51号。以下「法」という。)第2条第3号、第3条第1項、第5条第1項及び第6条並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第5項</u>の規定に基づき、公設試験研究機関の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成12年法律第51号。以下「法」という。)第2条第3号、第3条第1項、第5条第1項及び第6条並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第6項</u>の規定に基づき、公設試験研究機関の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の</p>

給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めるものとする。

給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>及び地方教育行政の組織及び運営に関する</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>及び地方教育行政の組織及び運営に関する</p>

法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、職員（法律第2条第1項本文に規定する職員をいう。以下同じ。）の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、職員（法律第2条第1項本文に規定する職員をいう。以下同じ。）の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第8条 鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（報告事項）</p> <p>第2条 任命権者が法第58条の2第1項の規定により人事行政の運営の状況に関し報告しなければならない事項は、職員（臨時に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5</p>	<p>（報告事項）</p> <p>第2条 任命権者が法第58条の2第1項の規定により人事行政の運営の状況に関し報告しなければならない事項は、職員（臨時に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5</p>

第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。

(1) 略

(2) 職員の人事評価の状況

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 職員の退職管理の状況

(8) 職員の研修の状況

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(人事委員会の報告事項)

第4条 人事委員会が法第58条の2第2項の規定により報告しな

第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(人事委員会の報告事項)

第4条 人事委員会が法第58条の2第2項の規定により報告しな

なければならない事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) 略

(4) 不利益処分に関する審査請求の状況

なければならない事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) 略

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。